

アジア地域等における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業（SSN 基金事業）
（ILO/Japan Fund for Building Social Safety Nets in Asia and the Pacific）

1 事業概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア・太平洋地域を対象とし、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金（SSN 基金）。2011 年 6 月に ILO との間で締結した覚書に基づき、ILO アジア太平洋地域総局（以下、「ROAP」）に設置されている。

プロジェクトの実施に当たっては、ILO の国別事務所（カントリーオフィス）からプロジェクト案提出を受け、厚生労働省と ROAP からなる選考委員会において採択した上で、実施する。

2 予算額

2017 年度 84,569 千円

2018 年度 74,776 千円

2019 年度 69,594 千円

3 事業期間

2012 年 7 月～

4 事業の採択状況（2017 年以降の直近のもの）

2017 年 10 月 第 13 回選考委員会 4 件採択

2018 年 4 月 第 14 回選考委員会 2 件採択（パプアニューギニア震災等支援）

2018 年 9 月 第 15 回選考委員会 6 件採択（うち 2 件はインド洪水被害等支援）

5 事業の実施状況

- ・ 基金の設置以降、約 9 億円が同基金に拠出され、57 のプロジェクトが採択された。
- ・ 同基金では、厚生労働省と ILO との覚書に基づき、アジア・太平洋諸国の社会セーフティネットの整備・改善のため、若年者雇用対策や政労使のキャパシティビルディングなどを実施している。カンボジアにおいては、若年者に対する雇用対策の不足に対応するため、起業のための研修の実施や高校カリキュラムへの起業に係るノウハウの反映、資格取得のための支援などを実施している。なお、同プロジェクトについては、国際労働財団（JILAF）とも連携しつつ実施している。
- ・ また、同基金では、自然災害発生等に伴う、雇用創出や職業紹介、復興工事時における労災防止等の緊急対策を実施している。例えば 2018 年 8 月にインドのケララ州を襲った災害に関し、選考委員会において復興のためのプロジェクトが採択され、機動的な復興支援が実施されている。具体的には、国連諸機関と連携

の下、ニーズ調査を行った上で、公共雇用政策や地域の技能開発に関する支援を含め中期的な視点から生活再建のための支援を実施していくこととしている。

- ・ これらに加えて、ILO と日本国政府のヴィジビリティ向上のため、同基金を活用して、我が国の技術協力に関する動画作成などを実施してきた。また、2018 年 11 月に開催された ASEAN+3 労働大臣会合の関連会合において、SSN 基金にて実施しているプロジェクトの報告も行っている。

アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業

1 事業概要

インドネシア、ベトナムにおいて、雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対する ILO からの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、アジアに展開した日系企業等が活躍しやすいビジネス基盤を整備する事業。

2 予算額

2014 年度 70,454 千円

2015 年度 72,187 千円

2016 年度 61,367 千円

【インドネシア実施事業】

(Industries and Workplaces for Sustainable and Inclusive Growth through Tripartite Dialogue, sharing good practices on GB, OSH & Industrial Relations (InSIGHT))

1 事業概要

インドネシアにおいて、持続可能で包括的な成長を促進するため、(1) 政労使における社会対話の促進や組織力の向上、(2) 地域レベルでの政労使組織と支援制度の強化を支援する。

(1) 政労使における社会対話の促進や組織力の向上

- ① 国レベル・地域レベルの労使関係政策について情報収集し、好事例の普及を目指す。
- ② 政労使に関連した ASEAN の労使関係政策に関し ASEAN 政策立案者に伝達する。
- ③ 労使関係に関する地域セミナーを年 1 回程度の頻度で開催する。
- ④ 労使関係のテーマに関する知識源を、ILO の web プラットフォームや他の仕組みを通して広く共有し、推進する。
- ⑤ 持続可能で包括的な成長のための職場と産業の推進に関する国レベル及び地域レベルのセミナーを随時開催する。

(2) 地域レベルでの政労使組織と支援制度の強化

- ① 政労使三者フォーラムにおいて産業レベルでのビジョンと優先行動を確認する。
- ② 生産性向上、環境管理、職場環境について労働者及び使用者を支援する実践的なツール、アプローチを用いて、産業の支援体制を向上させる。

2 事業期間

2015 年 8 月～2018 年 12 月

3 事業成果

- ・ 2016 年 11 月に中央レベルの労使フォーラム（ジャカルタ）、2016 年 9 月及び 2017 年 11 月に地域労使セミナー（幕張及びホイアン）などが開催され、各回 50 名を超える政労使関係者が参加した。これらのフォーラムなどを通じて、労使関係に関する好事例や教訓などが取りまとめられたレポートが成果物として作成された。
- ・ 2017 年 5 月（シンガポール）及び 2018 年 11 月（クアラルンプール）に実施された ASEAN+3 高級事務レベル会合において、地域労使セミナーに関するプレゼンテーションが行われるなど、本事業の成果については、インドネシアのみならず ASEAN 地域において幅広く共有されている。
- ・ 本事業を通じて、ASEAN 地域内において、職場における持続可能かつ包括的な成長に関する議論が活性化しており、グリーンジョブの視点などから政府の開発計画を検討するに当たって、本事業の議論の成果が活用されている。
- ・ また、事業の実施に当たっては、政労使関係者により諮問委員会が組織され、同委員会によりプロジェクト支援グループが設置された。これらは、プロジェクトの実施分野の検討の際などに招集され、プロジェクトの行動の方向性を示す等した。

【ベトナム実施事業】

(More and better jobs through socially responsible labour practices in Asia)

1 事業概要

ベトナム電子産業の輸出向けサプライチェーンは、第 3 国のグローバル企業によって統括されており、ベトナムの同産業は労働集約的な組み立て工程のみを担っている。これらの組み立て工程においても、そのほとんどが外資系企業であり、地場資本企業との後方連関も未発達である。

近年の同国の経済発展により、非製造部門の雇用機会が拡大したことを受け、ベトナム電子産業において非熟練・熟練工の確保が課題となっているが、労働者の採用に大きく影響を及ぼす労働法制の決定プロセスにベトナム電子産業を統括するグローバル企業が参画していないことが問題とされていた。

そのため、本事業においては、グローバルサプライチェーンを統括する多国籍企業を含めた、政労使の社会対話を促進するため、以下の取組を支援する。

- (1) ベトナムのエレクトロニクス分野において、社会的責任のある労働慣行に関する一般的な知識ベースを構築し、社会的責任のある労働慣行を促進するためのパートナーシップ・アプローチを発展させるための調査を行う。
- (2) 多国籍企業及びその直接サプライヤーにおける社会的責任のある労働慣行を促進するため、政労使三者等による対話プラットフォームを確立し、国家行動計画を採択する。

- (3) 社会的対話の改善等を通して、職場におけるコンプライアンス及び良い企業統治の文化を強化する。
- (4) 外国直接投資または多国籍企業による投資の投資国（日本）と投資受入国（ベトナム、インドネシア、SSN 基金事業の対象国であるミャンマー、パキスタン）間の効果的なパートナーシップモデルを特定する一環として、教訓(practice)をまとめる。

2 事業期間

2015 年 7 月～2018 年 6 月

3 事業成果

- ・ 2017 年 10 月に、多国籍企業、地場企業、企業連合が職場における好事例を情報交換する為のプラットフォームとして、電子企業連合が設立した。
- ・ 電子産業の多国籍企業と地場企業がその協力関係を議論するため、2 度（2017 年 11 月、2018 年 4 月）のワークショップが開催された。また、2018 年 3 月には労働条件と社会的責任のある労働慣行に関するセミナーが開催され、電子産業に関連する政労使関係者が参加した。さらに、同年 5 月には、ベトナム商工会議所（VCCI）との協働で、実質的な総括イベントとしての「FDI・多国籍企業におけるディーセントワークに関する政策対話」が開催された。
- ・ 2017 年 12 月に、ベトナム労働・傷病兵・社会省により労働監督キャンペーンが実施され、労働法に関する社会対話フォーラムや労働基準監督官による監督、監督官への訓練などを実施した。本キャンペーンを通して、216 社を監督し、1,794 の労働基準違反が報告された。

4 その他

- ・ 本事業については、2017 年 9 月（東京）の「サステナビリティ・フォーラム（ILO 主催、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会協力）」や 2018 年 11 月の「日－EU CSR ビジネス対話」などにおいて、その成果が報告された。

アジア地域における社会保険制度整備支援事業
(Promoting and building social protection in Asia (3rd phase)
: Extending social security coverage in ASEAN)

1 事業概要

社会セーフティネットとしての社会保険制度の整備と適切な施行のため、インドネシア及びベトナムにおいて、社会保険制度の構築と運用に関する知見・ノウハウを生かし、日本の社会保険労務士制度も参考とした社会保険制度の実施と労使紛争解決制度の整備のため以下の取組を支援する。

(1) ASEAN 加盟国内で社会保険適用拡大に関する知識や経験を共有し、自営業者やインフォーマル経済・中小企業に従事する労働者を中心とした、国家レベルでの社会保険適用拡大のための政策を提案する。

- ① 社会保険適用の改善にかかる知識や戦略について、地域レベルでの会合や調査研究を実施する。
- ② 社会保険政策を企画・施行する、ASEAN 行政担当者の能力向上を図る。

(2) ベトナムにおいて、政策や法制度等の改善を通じて、社会保険制度の適用範囲を拡大する。

- ① 社会保険の適用拡大に係る課題等を分析する。
- ② 社会保険法をより適切に運用するために政策・法枠組みを改善する。 など

(3) インドネシアにおいて、社会保険制度の運用や支援サービス等の改善を通じて、社会保険制度の適用範囲を拡大する。

- ① 社会保険の適用拡大に係る課題等を分析する。
- ② 日本の社会保険労務士制度など諸外国の知見を活用して、社会保険監察の機能を強化する。

2 予算額

2015 年度 73,042 千円
2016 年度 46,136 千円
2017 年度 46,136 千円

3 事業期間

2016 年 4 月～2019 年 7 月

4 主な進捗状況

【ベトナム】

- ・ ベトナム政府内では特に適用拡大を一義的な目標とした社会保険改革マスタープランの策定を目指す声が強くなり、ILO に更なる支援強化が要請された。
- ・ これに対し、ILO からは社会保険監察のシステムや改革の方向性オプションに係る知見を提供し、その自発的な動きを支援した。特に 2017 年には 3 月と 11 月に副首相がハイレベル会合を主宰し、多くの同国メディアを通じて社会保険に係る取組が国内で更に注目を浴びることとなった。
- ・ 2018 年 5 月には社会保険マスタープランが策定され、10 月には政府行動計画も策定された。同マスタープランの実施を通じて、ベトナムが日本に次いでアジアで 2 番目の ILO102 号条約（社会保障（最低基準））批准国になることが期待されている。
- ・ 労働・傷病兵・社会問題副大臣が 9 月の ILO 議連訪越時に謝辞を述べ、引き続きの支援を要請するなど、プロジェクトを通じた日本の援助の貢献は明確に認識されている。

【インドネシア】

- ・ インドネシアでは、BPJS 労働¹との協働で、社会保険の未適用に係る分析を実施しつつ、社会保険監察システムの見直しを図っている。2017 年には、適用拡大を視野に入れたワークショップ等を開催し、政労使（特に政府）関係者に対するキャパシティビルディングに努めた。
- ・ 2018 年には雇用保険導入に係る議論が急速に活発化し、労働移住省よりプロジェクトへの支援要請がなされた。これに応じて関連調査・研究を実施し、政労使関係者との個別対話を複数回実施した。12 月には政府が三者協議に応じ、第一回目の会合を開催した。

【ASEAN 地域】

- ・ ASEAN レベルでは、特にインフォーマル経済従事労働者に重点を置きつつ、社会保険に係るデータ収集・調査を行った。2017 年 10 月に地域レベルで社会保険適用拡大に係る講習会を実施。2018 年 6 月、12 月に ASEAN との共同研究会合を開催（政労使代表で構成される委員会）し、プロジェクトが実施している上記調査の進捗報告を行った。2019 年 7 月に最終報告のための ASEAN 地域会合を開催予定。

¹ 労働社会保障制度の実施機関。

TPP 加盟国における労働環境水準の向上
(Developing a New Industrial Relations Framework in respect of the ILO
Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)

1 事業概要

ベトナムは、ILO の中核的労働基準に関する条約のうち、第 87 号¹や第 98 号²などが未批准となっている。TPP への加盟交渉などの流れを受け、「労働における基本的な原則及び権利に関する ILO 宣言」に則した新たな労使関係の枠組み策定するため、法的枠組みの策定や必要な組織改正、労働基準監督の能力向上など以下の取組を支援するものである。なお、本事業については、アメリカ政府との協同出資となっており、日本からの資金は特に労働組合の知識・対応能力向上等に重点配分されている。

※日本の拠出金は、(1) 及び (4) の実施に使用されている。

- (1) ILO 中核的労働基準に基づく新たな労使関係枠組の策定
- (2) ベトナム国内の必要な組織改正の促進
- (3) 労働基準監督に関する能力強化と情報システムの改善
- (4) 新たな労使関係枠組みを効果的に実行するための労働団体及び使用者団体の能力強化

2 事業予算

2016 年度	65,655 千円
2017 年度	65,655 千円
2018 年度	115,481 千円

3 事業期間

2016 年 12 月～2019 年 12 月

4 主な進捗状況

- ・ TPP からのアメリカの離脱の影響を受けて、プロジェクトに関する国内手続きが遅れていたところであるが、2018 年 5 月に首相によりプロジェクト投資計画が承認され、同年 8 月にはプロジェクトの実施計画が承認された。
- ・ 併せて、ベトナム労働・傷病兵・社会省(MOLISA)、ベトナム労働総同盟(VGCL)及びベトナム商工会議所(VCCI)で構成されるプロジェクト委員会が設置され、2018 年 11 月にはプロジェクトに係る記念式典が開催された。

¹ 結社の自由及び団結権の保護に関する条約

² 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

- ・ 労使関係の改善を図るため、2018 年 1、3、4 月に、VGCL と VCCI 合同のワークショップを開催した。
- ・ VGCL の労働法改正に対しての主体的取組を支援するため、2018 年 9 月に、CPTPP の労働規制と労使関係の近代化をテーマに 2 度のワークショップを開催した。2018 年の 5 月から 10 月にかけて、労働組合における組織化や団体交渉、社会対話などの能力向上を図るため、7 つの地域で 13 のトレーニングを実施した。また、2018 年 9 月から 12 月にかけて、事業主および労働者に対し VGCL が「35 歳以上の者の雇用契約期間の満期について」というテーマで意識調査を実施した。さらに、2018 年 9 月から 12 月にかけて、労働組合員のための労働紛争に係るハンドブックを作成した。
- ・ 2018 年 5 月に、最低賃金に係る VCCI のポジションペーパーを作成するためのワークショップを開催した。また、2018 年 10 月には、VCCI が国際労働基準に関するワークショップを開催し、EU・ベトナム FTA の発行に向けた意見交換が行われた。

2019 年 4 月

アジア地域におけるグローバル・サプライチェーンのディーセント・ワーク実現に向けた体制確保支援事業
(Towards fair and sustainable global supply chains: Promoting formalization and decent work for invisible workers in South Asia)

1 事業概要

G20 ハンブルグ・サミットにおいて重要性が確認されるなど、グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの促進は、国際社会において優先的な課題として認知されている。本事業では、インド及びネパールにおいて、グローバル・サプライチェーンの末端に焦点を当てて、インフォーマル経済に従事する在宅形態や零細企業の労働者（いわば“見えざる労働者”）のディーセント・ワークの促進を支援するため以下の取組を実施する。

- (1) インフォーマル経済に従事する労働者のディーセント・ワークの促進のための中央政府に対する効果的な提言
- (2) ディーセント・ワークの促進及び公正かつ持続可能なサプライチェーンのための地域のガバナンス強化
- (3) プロジェクトが選定したインフォーマル労働者の労働及び生活水準の向上

2 予算額

2017 年度	92,791 千円
2018 年度	142,685 千円
2019 年度	141,606 千円

3 事業期間

2017 年 7 月～

4 主な進捗状況

- ・ 2018 年 7 月に、インドに事業を総括するプログラスマネージャーが着任し、ネパールの事業担当者が 2018 年 10 月に着任した。なお、インドについては、2019 年 2 月に事業担当者が増員された。
- ・ 2018 年 7 月以降、ネパールは順調にプロジェクトが進められたが、インドについては、政府の承認が 2018 年 11 月まで遅れたことが原因で、事業にも遅れが生じることとなった。

【ネパール】

- ・ 労使等によるワークショップ（2018 年 4 月）やマッピング調査（同年 5～6 月）、現地視察（7 月以降）などを実施し、事業が実施可能な地域や産業に

について検討した結果、繊維産業（特に、手織りのニット）や金属加工業などを適切な産業として選定した。

- ・ 2018 年 10 月には、労働組合向けのワークショップが開催され、プロジェクトのためのワーキングチームが組織された。ワーキングチームは、政策課題、知識の付与と共有、能力のギャップの確認などを、協働で実施していくことに合意した。
- ・ 2018 年 12 月には、インフォーマルを含めた全ての労働者を適用することを目指した改正労働法及び社会保障法の適用可能性や課題について調査が行われ、調査結果がワーキングチームのメンバーに共有された。また、ステークホルダーの要望を踏まえ、賃金に関する政労使トレーニングワークショップが開催された。
- ・ これらを踏まえ、ネパールの 3 つの労働組合が協働で、プロジェクトに対するプロポーザルを提出した。
- ・ 今後は、労働組合のほか、政府や産業別組合、経済団体などにおいても、同様の取り組みが実施される予定である。具体的な取組みとして、2019 年 3 月に安全衛生を主体としたワークショップを実施した。

【インド】

- ・ 2018 年 12 月に、女性の労働条件が確保されている産業や地域を特定するための文献調査が実施された。インドの対象産業は、縫製産業や皮革産業（宝石産業も含む可能性がある）になる可能性が高いが、産業と地域の確定には地方政府の承認が必要とされている。
- ・ 「Women in Informal Employment: Globalizing and Organizing (WIEGO)」などの団体、公正で透明なサプライチェーンを促進しているブランド・メーカーや労働組合などと、議論を開始した。
- ・ インド中央政府からも、インフォーマル経済に従事する労働者のディーセント・ワークの促進について、技術的支援が要請された。
- ・ 2019 年 1 月には、労働組合を参集して、課題等の洗い出しを行うと共に、共通認識を持つためのワークショップを行った。

2019 年 4 月

アジア地域における労働安全衛生活動促進支援事業
(Enhancing the Occupational Safety and Health Standards in Construction Sector)

1 事業概要

カンボジアでは、近年建物の建設ラッシュが続いることから、労働災害の増加が問題視されている。同国の労働安全衛生水準の向上のため、建設業にかかる規制・ガイドラインの策定、有害化学物質対策、労働安全衛生に関するトレーニング等の以下の取組を支援する。

- (1) 建設業における法的枠組に関する支援
- (2) アスベスト及び化学物質に関する予防的措置の強化
- (3) トレーニングや労働安全衛生知識の普及を通じた安全衛生水準向上
- (4) アセアンレベルにおける建設業に関する好事例の普及及び 187 号条約の批准に向けた取組

2 予算額

2016 年度 59,057 千円
2017 年度 59,057 千円
2018 年度 66,777 千円
2019 年度 116,037 千円

※ 2019 年度予算から、ミャンマーでの事業を大幅拡充（前年度までは、スタディビジットなどを実施。）。

3 事業期間

2017 年 9 月～

4 事業の実施状況

- ・ これまでの本事業の支援を通じ、2018 年 6 月には、第 2 次国家労働安全衛生基本計画（2018-2022 年）が策定され、カンボジア労働大臣を議長とした啓発のためのイベントが実施された。
- ・ 2018 年 5 月に、政労使及び ILO を構成員としたプロジェクトチームが設置され、同年 9 月の第 2 回会合では、（1）労働安全衛生に係る大臣令の素案や（2）国家労働安全衛生プロファイルの開発、（3）零細建設事業所向けのトレーニングツールの評価等を実施することが確認された。
- ・ これらを受け、現在、4 つの大臣令の公布が予定されており（労働審議会

での審議及び大臣の署名待ち)、2018 年 11 月には労働安全衛生プロファイルの素案が作成された。また、建設現場の監査・指導を行うカンボジア政府指導員や建設事業所の管理職等向けに、労働安全衛生水準の向上に向けたトレーニングを実施した。

- ・ これらに加えて、カンボジア政府主催の ASEAN-OSHNET 関連イベントやイトサムヘーン労働大臣が議長を務めた世界労働安全衛生の日などに、協同出資した。世界労働安全衛生の日のイベントには、カンボジア政府や地方政府、労使団体などから 1,100 人を超える関係者が参加した。

アジア地域の人的資源等強化向上事業
(Industry Skills for Inclusive Growth(InSIGHT Project Phase2))

1 事業概要

近年、ASEAN 地域は世界の経済成長を牽引しており、2030 年には世界で 4 番目に大きな経済規模を持った地域になることが予想されている。さらなる経済成長のためには、より高度なスキルを持った人材が必要であるが、経済成長がもたらした経済格差により人々の間には教育格差が生じており、その格差も一因として、将来的に熟練労働者が不足することが予想されている。また、経済成長は域内の天然資源の利用や消費パターンの変化によりもたらされたものであり、ASEAN 域内は気候変動リスクの悪化にも直面している。

そのため、インドネシア及びフィリピンにおいて、持続可能かつ包括的な経済成長を実現するため、以下の取組を支援する。

- (1) 技術革新に対応した人材開発政策の改善（インドネシアにおいて実施）
 - ・ ステークホルダーを参集したワークショップを開催するなど産業界のスキルニーズを調査する。
 - ・ 産業界のニーズに則した訓練コースを試行的に実施する。
 - ・ 農村部において E-ラーニングによる訓練コースを試行的に実施する。
- (2) 持続可能で環境に優しく、強靱な経済・社会への移行を実現するための雇用（いわゆるグリーンジョブ）を創出する人材開発メカニズムの構築（フィリピンにおいて実施）
 - ・ 将来必要とされるスキルに関するトレーニングを的確に特定するための支援
 - ・ グリーンジョブ人材開発計画の策定に向けた技術的支援
 - ・ グリーンジョブに対応したトレーニングを実施するための人材育成
- (3) 政労使の社会対話などを通じてスキルやグリーンジョブなどへの理解を深める
 - ・ 政労使による I R（労使関係）セミナーの実施により、関係者間において共通認識を図りつつ、知識を共有する。（日本で実施する方向で調整中）
 - ・ グリーンジョブや労使関係に関するレポートや統計を収集し、関係者間で共有するための政策ノートを作成する。

2 予算額

2018 年度 59,375 千円

2019 年度 58,041 千円

3 事業期間

2019 年 3 月～

2019 年 4 月

アジア地域の児童労働撲滅等対策事業（新規）

1 事業概要

ILOによれば、全世界で今なお1億5,200万人の子どもが児童労働に従事しており、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、「2025年までにあらゆる形態の児童労働を撲滅する」ことが掲げられている。また、日系企業が多く進出するアジア途上国においても、多くの子どもが児童労働に従事していることが報告されている（ミャンマー113万人、フィリピン210万人）。

このため、ミャンマー及びフィリピンにおける児童労働の撲滅に資するため、我が国の経験と知見を踏まえつつ、ILOを通じた国際基準に調和した労働基準監督施策導入のための支援や労使自らが児童問題解決を図るための支援、民間活力も活用したコミュニティレベルでの支援を実施する。

なお、フィリピンにおいては、たばこ産業若しくは果樹（バナナ・パイナップル・マンゴー等）産業において事業を実施することを予定している。

2 予算額

2019年度 78,178千円

3 事業期間

2019年7月～（予定）

2019 年 4 月

IL0 国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業

1 事業概要

雇用・社会保障政策の特定分野について知見・経験を持つ我が国政府職員を IL0 国際研修センター（以下「トリノセンター」）に派遣し、研修プログラムの企画・立案、実施などを行うための事業。

トリノセンターは、政府機関職員や労使団体等に対して、雇用、社会的保護、労使関係、労働組織等雇用・社会政策に関する分野の訓練プログラムを開発・提供する IL0 の専門的な機関である。1965 年の開所以来、180 か国から毎年 1.2 万人を超える者がセンターのサービスを利用している。

2 事業期間

2013 年～

3 事業予算

2017 年度 30,421 千円

2018 年度 28,577 千円

2019 年度 29,488 千円

4 事業の実施状況

派遣された職員は、（１）研修責任者・実施責任者及び（２）研修の講師としての活動を行っている。（１）については、IL0 加盟国等からの研修ニーズ等を踏まえ研修プログラムを企画、研修受講者の選定や進捗管理、研修に係る広報活動等を実施しており、（２）については、自ら企画した研修等の講義を実施している。なお、派遣する専門分野は、以下のとおりとなっている。

派遣期間	専門分野
2013 年 9 月～2015 年 8 月	雇用政策・能力開発
2015 年 9 月～2018 年 8 月	安全衛生・労働基準監督
2018 年 9 月～2020 年 8 月（予定）	雇用政策・能力開発

2015 年 9 月～2018 年 8 月まで派遣されていた職員（安全衛生・労働基準監督分野）の活動及び ILO 本部からの評価は以下のとおり。

（１）研修責任者・実施責任者としての活動

研修責任者・実施責任者として、12 の訓練コースを企画・運営した。その内訳は、トリノにおける 7 つの研修、開発途上国における 4 つの研修、E-ラーニングによる 1 つの研修である。アンケート調査によれば、我が国からの派遣者は高い評価を得ている。研修の企画に当たっては、ビデオ会議方式で日本の専門家の研修への参加を企画するなど、我が国のプレゼンス向上のための取り組みも実施している。

	2016 年	2017 年	2018 年
研修の数	3	5	4
派遣者の評価	4. 57	4. 53	4. 75
平均評価※	4. 60	4. 49	4. 47

※前年のトリノセンターにおける平均点。

（２）研修の講師としての活動

講師として、国際労働基準や労働安全衛生などについて、77 の訓練を実施した。アンケート調査によれば、我が国からの派遣者は高い評価を得ており、派遣最終年（2018 年）については、特に高い評価を得た。

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
研修の数	2	21	37	15
派遣者の評価	3. 88	4. 59	4. 45	4. 87
平均評価※	4. 43	4. 41	4. 46	4. 44

※前年のトリノセンターにおける平均点。

これらの取り組みのほか、トリノセンターに宿泊している研修生向けのポータルサイトの管理や、Facebook などを活用した研修受講キャンペーンへの取り組みなどを行った。

2018 年 9 月から派遣されている職員については、雇用やインフォーマルからフォーマルへの移行、ニート対策、キャリアガイダンスなどの講師や、トリノセンターにおける広報業務の改善等を実施している。そのほか、雇用政策・能力開発に関する E-ラーニング研修の企画に取り組む予定である。

国境を越える高度技能人材に関する実態調査事業
(Skills Shortages and Labour Migration in Information and Communication Technology)

1 事業概要

国境を越えて移動する高度技能人材(ICT 分野)の受入促進のため、送り出し国(インド、インドネシア、タイ)及び受け入れ国(カナダ、シンガポール、ドイツ、中国)において、高度技能人材の不足や能力開発の状況、人材移動の促進要因について、現地インタビュー調査を実施する。

(調査項目)

- ・将来の ICT スキルニーズや人材不足予測
- ・調査対象国における ICT 教育及び訓練政策の実施状況
- ・高度技能人材の移動を促進するための要因分析

2 事業予算

2017 年度 95,484 千円

2018 年度 86,442 千円

2019 年度 81,170 千円

3 事業期間

2018 年1月～2020 年 12 月(予定)

4 主な進捗状況

- ・ 2018年1～3月にかけて、高度技能人材(ICT分野)に関する文献レビューを実施。
- ・ 2018年4月以降、インドネシア(5月1～10日)、タイ(6月19～23日)、インド(7月28～8月4日)において、政労使、ICT企業、民間人材紹介会社、学識有識者等に対するインタビュー調査を実施。
- ・ 各国調査の結果について調査報告書案を作成し、2018年11月には、調査結果の妥当性検討のためのワークショップを開催。2019年5月に報告書を公表予定。

(報告書のポイント)

- ・ 大学を卒業した人材のスキルと企業が求めるスキルには、技術面だけでなく、批判的思考力や分析力などソフト面においてもギャップがある。
- ・ 特に、院卒レベルでの人材が不足している。
- ・ 人材開発に携わる関連省庁間の連携不足が課題となっている。
- ・ 人の移動を促進する要因としては、高い収入やキャリアに関する見通し、スキルアップの機会などがある。
- ・ 一方、移動を妨げる要因としては、複雑な行政手続きやソフトスキル・語学能力の不足、ビザなどの問題が挙げられる。
- ・ 2019年に入ってから、受け入れ国における調査実施のため、関係機関との調整や調査内容の検討などを実施。

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（公募により決定。補助金を交付の上実施。）

3 事業予算

2017 年度 48,321 千円

2018 年度 48,321 千円

2019 年度 51,214 千円

4 事業期間

2011 年度から開始

5 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ、ラオス、

※パイロット国 ベトナム、スリランカ、カンボジア

6 主な進捗状況

（1）事業概要

2018 年度は、タイ、ネパール、バングラデシュ、ラオス、ベトナム及びスリランカの計 6 か国において、

- ① インフォーマルセクター労働者とその家族などの組織化を通じた、生活改善のための情報提供（セミナーの実施（908 名）やネットワークカードの交付（1,482 名））や職業訓練の実施（728 名）、協同組合の設立・運営・自立化の実施。
- ② 現時政労使関係者による事業の自立・自律的な運営の観点に向け、事業の核となる人材の育成（セミナーの実施（316 名））

などを実施した。また、カンボジアにおいては、本事業の普及準備委員会を設置するなど、事業実施に向けたアウトリーチ活動を実施した。

これらに加え、各国の政労使及び ILO、その他国際組織を参集し、タイ・バンコクにおいて、事業の成果を共有するための「政労使代表者会議（2019 年 2 月 17～18 日）」を開催した。

（2）2019 年度事業（実施予定）

- ① タイにおける「障害者や高齢者、スラム居住者などより困難な環境下にあるインフォーマルセクター労働者の支援」の現地主導化
- ② ネパール、バングラデシュ、ラオスにおける現地運営体制の更なる強化と自主・自律・自走化
- ③ タイ、ネパール、バングラデシュ、ラオスにおける事業の全国展開に向けた波及活動と社会的涵養
- ④ ベトナム及びスリランカにおけるパイロット事業の継続
- ⑤ カンボジアにおけるパイロット事業の開始
- ⑥ 各国政府・ILO との更なる連携

労働分野におけるJICA協力一覧(主なもの)

2019年4月

国名	プロジェクト名(個別専門家含む)	分野	事業期間	スキーム	主な活動内容
インドネシア	労働政策アドバイザー	労働政策	2017.12-2019.7	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	インドネシア労働・移住省に対し、JICAを通じて政策アドバイザーを派遣し、職業能力開発制度に関する助言や人的資源の競争力強化の支援を行う。また、関係機関に対して労使双方に有益な雇用・労使関係構築、労使紛争軽減に関する助言を行うとともに、先方の関心事項を踏まえ、日本における労働関係の諸制度をワークショップなどを通じて紹介する。
カンボジア	産業界のニーズに応えるための 職業訓練の質向上プロジェクト	電気	2015.10 -2020.3 ※プロジェクト期間 2015.9-2020.3	JICA 技術協力 プロジェクト	パイロット校の電気分野のディプロマ・コースの質が強化されるよう、標準訓練パッケージの開発、指導員の能力強化、関連施設・機材の維持管理体制構築等に必要な電気分野の技術的な助言及び指導を行う。
ミャンマー	TVET(Technical and Vocational Education and Training)の質的向上プロ ジェクト	電気	2018.8-2019.8 ※プロジェクト期間 2018.7-2022.7	JICA 技術協力 プロジェクト	2016年3月に始動した「国家教育戦略計画(2016-2021)」にもTVETアクセス、室と精度の向上は優先課題の一つとしてあげられており、製造技術の向上やエンジニアの育成がミャンマーの経済産業発展のために不可欠。このために、JMAVTIの電気分野のカリキュラム改訂をカウンターパートとともにするなどカウンターパートを指導、支援する。
	労働行政政策アドバイザー	労働政策	2018.8-2020.7	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	ミャンマーにおいては、米国、日本、デンマーク及びILOの協力のもと、労働法の見直しが行われており、その内容の検討及び見直し後の法令の円滑な施行のための体制整備等が求められている。これに対して、協調的な労使関係の醸成を目指し、労使関係、監督行政等に関する労働政策上の課題について、日本、ASEAN諸国等の知見・経験を踏まえた助言を行うことや行政官の能力強化に協力等を行う。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。

ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合について
“ASEAN-Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies”

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN 地域における社会保障分野の人材育成を強化し、日本と ASEAN 諸国の協力関係を強化することを目的に、ASEAN10 カ国の社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当する行政官を招聘して、2003 年から開催している。（雇用政策行政官の招聘は 2011 年から。）
- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉開発大臣会合の目的を遂行するために日本が行う協力事業として、関係国間で位置づけられている。

2. 発足までの経緯

- 1996 年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997－2002 年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
（医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003 年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ（直近 5 年）

第 12 回	2014. 10. 21-10. 23	東京	高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む
第 13 回	2015. 10. 20-10. 22	神戸	災害から人・暮らし・未来を守る
第 14 回	2016. 11. 9-11. 11	東京	社会的に支援が必要な人々の参画の促進とアクセシビリティの改善
第 15 回	2017. 10. 31-11. 2	福岡	未来を担う子どもたちの健全な育成
第 16 回	2018. 12. 5-12. 7	横浜	貧困の削減と子ども・若者のエンパワメントを通じた包摂的社会的促進

4. 第17回 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1）日時：令和元年年12月4日（水）～12月6日（金）

場所：未定（愛知県名古屋市近辺）

テーマ：健康寿命を実現する社会の構築に向けて（仮）

2）参加者

- ASEAN 10 カ国※の社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計40名）

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

- 中国、韓国社会福祉政策担当行政官、保健政策担当行政官及び雇用政策担当行政官の行政官（計6名）

3）協力機関

ASEAN 事務局、WHO 関係機関等を予定

4）プログラム

【1日目】 ・基調講演、パネルディスカッション、協力機関講演

【2日目】 ・視察

【3日目】 ・パネルディスカッション、会議のまとめ（リコメンデーション採択）

5. ASEAN+3 保健・社会福祉・労働大臣会合、高級事務レベル会合への報告（直近5年）

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等	労働大臣会合等
2014 年	6 月第 4 回 高級事務レベル会合（於 タイ） 9 月第 6 回 大臣会合（於 ベトナム）	11 月第 9 回高級事務レベル会合（於 ラオス）	5 月 高級事務レベル会合、大臣会合（於 ミャンマー）
2015 年	9 月第 5 回 高級事務レベル会合（於 ベトナム）	9 月第 10 回高級事務レベル会合（於 マレーシア）	5 月高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2016 年	8 月第 6 回高級事務レベル会合（於 ブルネイ）	9 月第 11 回高級事務レベル会合、大臣会合（於 インドネシア）	5 月高級事務レベル会合、大臣会合（於 ラオス）
2017 年	4 月第 7 回高級事務レベル会合（於 ブルネイ） 9 月第 7 回大臣会合（於 ブルネイ）	10 月第 12 回高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	5 月高級事務レベル会合（於 シンガポール）
2018 年	4 月第 8 回高級事務レベル会合（於 カンボジア）	11 月第 13 回高級事務レベル会合（於 シンガポール）	11 月高級事務レベル会合、大臣会合（於 マレーシア）